

平成 21 年度子どもの健康と環境に関する全国調査（エコチル調査）検討会開催要綱

平成 21 年 9 月 4 日
環境保健部長決定

1 開催目的

環境省では、小児を取り巻く環境と健康との関連性を明らかにするため、子どもの健康と環境に関する全国調査（エコチル調査）を実施する予定としている。

実施内容について検討を行うため、「子どもの健康と環境に関する全国調査（エコチル調査）検討会（以下「検討会」という。）」を開催する。

2 検討内容

検討会は、以下の事項について検討する。

- (1) 子どもの健康と環境に関する全国調査（エコチル調査）の目的について
- (2) 子どもの健康と環境に関する全国調査（エコチル調査）の実施概要案について
- (3) 今後の進め方について
- (4) その他、上記の事項に関連して環境保健部長が検討を要請する事項

3 組織

- (1) 環境医学等の専門家の中から環境保健部長が委嘱する検討員 30 人以内をもって構成する。
- (2) 検討会に座長を置き、座長は委員の互選により定め、検討会の議事運営に当たる。
- (3) 座長が出席できない場合は、座長があらかじめ指名する構成員がその職務を代行する。
- (4) 検討会において特別な事項を検討する場合には、必要に応じて学識経験者等を説明員又は講師として出席させることができる。
- (5) 検討を効率的に行うため、必要に応じて検討会の下にワーキンググループを設置し、所要の検討を実施する。
- (6) 検討会を円滑に運営するため、検討会の事務は環境保健部環境リスク評価室において処理する。当該事務を担当する事務局担当者をおくこととし、別途環境保健部長が指名するものとする。

4 その他

本検討会は原則として公開とする。